

クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業は、クレーンモードで!!

クレーン機能付きドラグ・ショベルについては、労働安全衛生法施行令第1条第8号に掲げる「移動式クレーン」の適用¹を受けるもので、クレーンモードに切り替えると下図にあるような各種安全装置が作動する構造等となっており、それらを作動させずに荷のつり上げ作業を行った場合は、機体の転倒やアームの損傷等のおそれがあり大変危険です。

また、クレーンモードに切り替えずに荷のつり上げ作業を行ったときは、労働安全衛生法第20条第1項(労働安全衛生規則第164条第1項)²の違反となる場合があります。

クレーン機能付きドラグ・ショベルでの荷のつり上げ作業は、**必ず「クレーンモード」に切り替えて使用してください。** 1、2 裏面参照

クレーン機能付きドラグ・ショベルの各部の名称及び安全装置

「クレーン 第41巻 4号 2003」(社団法人日本クレーン協会)より

がクレーン機能付きドラグ・ショベルの特徴



